

不妊検査費等助成事業プロモーション業務委託仕様書（案）

1 目的

県では、妊娠・出産に伴うリスクが低くかつ出産に至る確率が高いとされる若い年齢層（※）の夫婦が早期に夫婦そろって不妊検査を受診することを促すため、不妊検査・一般不妊治療費を助成している。

次のターゲットそれぞれに、効果的な広報を民間委託によるさまざまな手法により実施することで、助成制度をきっかけとした受診促進を図る。

啓発のターゲット
① 妻のみ不妊検査・治療を行っている夫婦
② 子どもは欲しいが不妊検査を行っていない夫婦

※…不妊検査開始時の妻の年齢が 35 歳未満の夫婦（助成要件）

2 業務期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

3 業務概要

次の広告作成の企画、デザイン、原稿、編集、校正、運用、分析等の一切の業務及び納品。

不妊治療に係る助成事業の申請手続きについての動画作成。

- (1) WEB 広告
- (2) 動画
- (3) 効果測定及び報告義務

4 業務内容等

(1) 成果目標

ア WEB 広告及び印刷物からの誘導先サイトへの流入数：57,000

イ アからの CV 数：3,500

ウ ア・イの内、男性の数：1,750

エ ア・イの内、25～34 歳の数：1,400

・誘導先：広島県妊活応援特設サイト「広島県ふたりの妊活全力応援」

(<https://www.hiroshima-ninkatsu.net/>)

・CV：誘導先サイト内「助成金 10 秒診断」完了数（結果表示 PV 数）

(2) WEB 広告

ア 各広告のクリエイティブ案、ターゲティング案、実施期間及び広告シミュレーション（媒体、予算配分、クリック数、クリック率、クリック単価、CV 数、CV 率、CV 単価）等を提案し、実施すること。

イ 配信に係る費用については、下限 150 万円とし、検証可能な十分なボリュームを担保し、これを変更する場合は、県と協議の上、決定すること。

ウ セグメンテーションとターゲティングを設定し、県内全域で実施すること。

(3) 動画

- ア 不妊検査費等助成事業と特定不妊治療支援事業の助成金申請方法について、簡潔に説明し、申請者の手助けとなる動画を、横向きで図やイラスト等を用いてそれぞれ1本ずつ作成すること。
- イ 動画のターゲットは、不妊治療を終え、これから助成金の申請をする人とする。
- ウ 動画の活用方法については、県の不妊治療のHPへの掲載や、医療機関が助成制度について患者へ説明する際の利用を想定すること。
- エ 動画の内容は1分程度で、申請要件や申請書類、申請の大まかな流れ（治療終了→必要書類準備→窓口へ申請）が伝わる内容とすること。
- オ 動画の内容が伝わるサムネイルを作成すること。
- カ 動画掲載先である県のHPに誘導するための、申請方法について簡潔に説明するチラシのデザインを作成すること。

(4) 効果測定及び報告義務

- ア 業務状況をモニタリングし、スピード感を持って状況に応じて的確に対応すること。
- イ 成果目標の達成状況等について、クリック単価、コンバージョン単価等を分析しながら、定期的かつ県の求めに応じて報告するとともに、必要に応じて、改善策を提案し、県と協議の上、実施すること。
- ウ 来年度以降の運用を見据え、業務の効果検証を実施し、今後の改善策の提案を行うこと。
- エ 事業の結果分析及び評価、今後の展開について改善策提案を盛り込んだ「分析結果報告書」を速やかに提出すること。

5 委託料上限額

2,989,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 県との調整

受託者は、本業務の遂行にあたり、数回程度、業務の進捗状況の報告を含めた打ち合わせを行うものとする。なお、打ち合わせを行う場所は、広島県庁（広島県広島市中区基町）を基本とする。またWebによるミーティングも可とする。

7 成果品

- (1) 報告書（カラー） 冊子5部及び電子データ
- (2) その他、本事業で作成した資料、紙媒体及び電子データ

8 契約に関する条件等

(1) 広告について

- ア ブラックリストの活用や掲載先サイトの定期的な確認などを通じて、社会通念上、不適切と考えられるサイトへの掲載を排除するよう努めること。
- イ 不適切サイトへの掲載が認められた場合には、直ちに県に報告するとともに、県の対応指示に従うこと。
- ウ その他広告価値毀損の課題「ビューアビリティ」「アドフラウド」についても、県に対する透明性を確保の上、十分な対策を行うこと。

(2) 再委託等の制限

受託者は、本業務の監理業務を第三者に委託し、また請け負わせてはならない。

受託者は監理業務を除く業務の一部を委託することができるが、その場合は再委託先ごとの業務の内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面にて報告し、県の承諾を得なければならない。

(3) 業務の履行に関する措置

県は、本業務(再委託した場合を含む。)の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。

受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から 10 日以内に県に書面で通知しなければならない。

(4) 成果品の利用

本業務による成果品の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は県に帰属するものとし、また、県は、本業務の成果品を自ら使用するほか、本業務の趣旨に照らして適正と判断される場合は、第三者に本業務の成果品の使用を許諾できるものとする。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務(再委託をした場合を含む。)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務(再委託をした場合を含む。)を履行する上で個人情報（及び電磁的記録）を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日号外法律 57 号）、別記「個人情報取扱特記事項」及び別記「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守しなければならない。